

賃金控除に関する協定書

株式会社青山書店と従業員代表野場十吾は労働基準法第24条第1項但書に基づき賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

- 株式会社青山書店は、毎月 25 日、賃金支払の際に掲げるものを控除して支払うことができる。

(1) 寮費及び給食費

(2) 会社貸付金の割賦返済金(元利共)

(3) 親睦旅行積立金

(4) 親睦会費

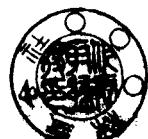
(5) 個人蓄金及びチケット代金

- この協定は平成〇年四月一日から有効とする。

- この協定は、何れかの当事者が〇日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

平成〇年四月十五日

株式会社 青山書店
使用者職氏名 代表取締役 青山松作



従業員代表

野場 十吾

